

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 12 月 28 日(金) 号外第 182 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 都市計画法施行細則等の一部を改正する規則（98）（景観まちづくり課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

都市計画法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

都市計画法の一部が改正され、国又は都道府県等が行う開発行為について、開発許可を要することとされるときともに、当該開発許可の特例としての協議制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 都市計画法施行細則の一部改正

ア 都市計画区域内及び都市計画区域外において、国又は都道府県等が行う開発行為の協議手続について、協議書の様式及びこれに添付すべき図書を定める。

イ 市街化調整区域における開発許可を受けた土地以外の土地における建築物の建築等の許可について、申請書に添付すべき図書を定めるとともに、国又は都道府県等が行う当該建築等の協議手続について、協議書の様式及びこれに添付すべき図書を定める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア (1)ア及びイに掲げる協議の事務処理権限の区分を定める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

都市計画法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第98号

都市計画法施行細則等の一部を改正する規則

(都市計画法施行細則の一部改正)

第1条 都市計画法施行細則(昭和60年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県都市計画法施行細則</u></p> <p>(開発行為許可申請書の添付図書)</p> <p>第3条 省令第16条第1項の開発行為許可申請書には、法第30条第2項及び省令第17条第1項に定めるもののほか、<u>次に掲げる</u>図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあっては、第2号及び第3号に掲げる図書を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(関係権利者の相当数の同意を得たことを証する書類)</p> <p>第5条 省令第17条第1項第3号の書類は、<u>次に掲げる</u>ものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p><u>都市計画法施行細則</u></p> <p>(開発行為許可申請書の添付図書)</p> <p>第3条 省令第16条第1項の開発行為許可申請書には、法第30条第2項及び省令第17条第1項に定めるもののほか、<u>次の各号に掲げる</u>図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあっては、第2号及び第3号に掲げる図書を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(関係権利者の相当数の同意を得たことを証する書類)</p> <p>第5条 省令第17条第1項第3号の書類は、<u>次の各号に掲げる</u>ものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>

<p>(4) 法第33条第1項第14号に規定する区域内の土地及び建物の登記事項証明書並びに当該区域内の土地の<u>不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条</u>に規定する地図の写し</p> <p>(既存の権利者の届出手続)</p> <p>第7条 法第34条第13号の規定による届出は、様式第9号による届出書を<u>知事に提出してしなければならない。</u></p> <p>2 前項の届出書には、<u>次に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 届出に係る土地の<u>不動産登記法第14条</u>に規定する地図の写し</p> <p>(国又は都道府県等が行う開発行為の協議の申出)</p> <p>第8条 法第34条の2第1項の規定による協議を行う<u>おとする者は、様式第10号による協議書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の協議書には、<u>第3条第1号及び第4号、第4条並びに第5条各号に規定する図書及び書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(開発行為の変更の許可の申請)</p> <p>第8条の2 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、<u>様式第11号による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書には、<u>第3条各号に規定する図書のうち、その内容が変更されるものを添付しなければならない。</u></p> <p>(国又は都道府県等が行う開発行為の変更の協議の申出)</p> <p>第8条の3 法第35条の2第4項において準用する<u>法第34条の2第1項の規定による協議を行うおとする者は、様式第12号による協議書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の協議書には、<u>第3条第1号及び第4号に規定する図書のうち、その内容が変更されるものを添付しなければならない。</u></p> <p>(開発許可標識の掲示)</p> <p>第9条 開発許可を受けた者は、<u>当該許可に係る工事</u></p>	<p>(4) 法第33条第1項第14号に規定する区域内の土地及び建物の登記簿の謄本並びに当該区域内の土地の<u>不動産登記法(明治32年法律第24号)第17条</u>に規定する地図の写し</p> <p>(既存の権利者の届出手続)</p> <p>第7条 法第34条第9号の規定による届出は、<u>様式第9号による届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>2 前項の届出書には、<u>次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 届出に係る土地の<u>不動産登記法第17条</u>に規定する地図の写し</p> <p>第8条 削除</p> <p>(開発許可標識の掲示)</p> <p>第9条 開発許可を受けた者は、<u>当該許可に係る工事</u></p>
---	--

<p>の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、<u>様式第13号</u>による標識を掲示しなければならない。</p> <p>(開発行為に関する工事の完了公告前における建築等の承認の申請)</p> <p>第10条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、<u>様式第14号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>次に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(市街化調整区域における開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可の申請)</p> <p>第12条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、<u>様式第15号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(開発許可に係る予定建築物等以外の建築等の特例許可の申請)</p> <p>第13条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、<u>様式第16号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の申請書の添付図書)</p> <p>第13条の2 <u>省令第34条第1項の許可申請書には、同条第2項に定めるもののほか、知事が必要と認める図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地において国又は都道府県等が行う建築等の協議の申出)</p> <p>第13条の3 <u>法第43条第3項の規定による協議を行うとする者は、様式第17号による協議書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の協議書には、前条に規定する図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(開発許可等に基づく地位の承継の届出)</p> <p>第14条 法第44条の規定により地位を承継した者は、<u>様式第18号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>の期間中、当該工事場所の見やすい位置に、<u>様式第10号</u>による標識を掲示しなければならない。</p> <p>(開発行為に関する工事の完了公告前における建築等の承認の申請)</p> <p>第10条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、<u>様式第11号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(市街化調整区域における開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可の申請)</p> <p>第12条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、<u>様式第12号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(開発許可に係る予定建築物等以外の建築等の特例許可の申請)</p> <p>第13条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、<u>様式第13号</u>による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(開発許可等に基づく地位の承継の届出)</p> <p>第14条 法第44条の規定により地位を承継した者は、<u>様式第14号</u>による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第15条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、様式第19号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあっては、第2号及び第3号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

(1)~(4) 略

(開発登録簿の調書の様式)

第16条 省令第36条第1項の調書は、様式第20号によるものとする。

(事業予定地の指定等の申出手続)

第17条 法第55条第2項の規定による申出は、次に掲げる申出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申出書を提出してしなければならない。

(1) 法第55条第1項の規定による土地の指定をすべきことの申出 様式第21号

(2) 法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出 様式第22号

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(事業予定地内の土地の買取りの申出手続)

第18条 法第56条第1項の規定による知事に対する申出は、様式第23号による申出書を提出してしなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 申出に係る土地の不動産登記法第14条に規定する地図の写し

(4) 略

(立入検査を行う者の身分証明書の様式)

第20条 法第82条第2項の証明書のうち知事の命令又

(開発許可に基づく地位の承継の承認の申請)

第15条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、様式第15号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあっては、第2号及び第3号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

(1)~(4) 略

(開発登録簿の調書の様式)

第16条 省令第36条第1項の調書は、様式第16号によるものとする。

(事業予定地の指定等の申出手続)

第17条 法第55条第2項の規定による申出は、次の各号に掲げる申出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申出書を提出してしなければならない。

(1) 法第55条第1項の規定による土地の指定をすべきことの申出 様式第17号

(2) 法第56条第1項の規定による土地の買取の申出及び法第57条第2項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことの申出 様式第18号

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(事業予定地内の土地の買取りの申出手続)

第18条 法第56条第1項の規定による知事に対する申出は、様式第19号による申出書を提出してなければならない。

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 申出に係る土地の不動産登記法第17条に規定する地図の写し

(4) 略

(立入検査を行う者の身分証明書の様式)

第20条 法第82条第2項の証明書のうち知事の命令又

は委任を受けた者が携帯する証明書は、様式第24号によるものとする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続)

第21条 省令第60条の規定による請求は、様式第25号による請求書を提出してしなければならない。

2 前項の請求書には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は同法第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に係る計画を表示する図書を添付しなければならない。

様式第3号（第3条、第15条関係）
資力・信用調書

略

注 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第4号（第3条関係）
工事施行者調書

略

注 工事施行者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第5号（第4条関係）
設計説明書

団 地 名
設計者氏名 印

(その1) 総括表 年 月 日作成

略

(その2) 造成計画表

略

(その3) 公共施設等整備計画表

略

注

1 及び 2 略

3 設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第6号（第5条関係）

は委任を受けた者が携帯する証明書は、様式第20号によるものとする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付請求手続)

第21条 省令第60条の規定による請求は、様式第21号による請求書を提出してしなければならない。

2 前項の請求書には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に係る計画を表示する図書を添付しなければならない。

様式第3号（第3条、第15条関係）
資力・信用調書

略

様式第4号（第3条関係）
工事施行者調書

略

様式第5号（第4条関係）
設計説明書

団 地 名
設計者氏名 印

(その1) 総括表 年 月 日作成

略

(その2) 造成計画表

略

(その3) 公共施設等整備計画表

略

備考

1 及び 2 略

様式第6号（第5条関係）

(番号)

開発行為の施行等に関する同意書

住所
開発行為者
氏名 様

私が権利を有する下記の物件について、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を施行し、及び当該開発行為に関する工事を実施することに同意します。

年 月 日

住 所
権利者 氏 名 印
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

記

略

注 略

様式第7号(第5条関係)
開発行為に関する権利者調書

略

注 略

様式第8号(第6条関係)
設計者資格調書

略	
該当資格	都市計画法施 第1号のイ・ロ・ 行規則第19条 八・ニ・ホ・ヘ・ ト・チ 第2号
略	

注
1及び2 略
3 設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第9号(第7条関係)
既存権利者届出書

職 氏 名 様

(番号)

開発行為の施行等に関する同意書

住所
開発行為者
氏名 様

私が権利を有する下記の物件について、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を施行し、及び当該開発行為に関する工事を実施することに同意します。

年 月 日

住 所
権利者 氏 名 印
(法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

記

略

備考 略

様式第7号(第5条関係)
開発行為に関する権利者調書

略

備考 略

様式第8号(第6条関係)
設計者資格調書

略	
該当資格	都市計画法施 第1号のイ・ロ・ 行規則第19条 八・ニ・ホ・ヘ・ ト 第2号
略	

備考
1及び2 略

様式第9号(第7条関係)
既存権利者届出書

職 氏 名 様

都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 氏 名 印
〔法人にあつては、名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

記

略

注

- 1 印については、該当するものにレをすること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第10号（第8条関係）

開発行為許可協議書

職 氏 名 様

都市計画法第34条の2第1項の規定により、下記の開発行為について協議します。

年 月 日

協議者 住所
名称及び代表者の氏名 印

記

開 発	1 開発行為に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル

都市計画法第34条第9号の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所
届出者 氏 名 印
〔法人にあつては、名称及び
代表者の氏名〕
電話番号

記

略

備考 印については、該当のものにレをすること。

行 為 の 概 要	3 予定建築物等の用途	
	4 工事着手予定年月日	年 月 日
	5 工事完了予定年月日	年 月 日
	6 法第34条の該当号及び該当する理由	
	7 その他必要な事項	
受付番号		年 月 日 第 号
許可に付した条件		
許可番号		年 月 日 第 号

注 印の欄は、記入しないこと。

様式第11号（第8条の2関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 様 許可申請者住所 氏名 印		手数料欄
開 発	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル

行 為 の 変 更 の 概 要	3 予定建築物等 の用途	
	4 工事施行者住 所氏名	
	5 自己の居住の 用に供するも の、自己の業務 の用に供するも の、その他のも のの別	
	6 法第34条の該 当号及び該当す る理由	
	7 その他必要な 事項	
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
受付番号		年 月 日 第 号
変更の許可に付し た条件		
変更の許可の許可 番号		年 月 日 第 号

注

- 1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である
場合においては、氏名は、その法人の名称及び
代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更許可申請者の氏名（法人にあっては、そ
の代表者の氏名）の記載を自署で行う場合にお
いては、押印を省略することができる。
- 3 印の欄は、記入しないこと。
- 4 「6 法第34条の該当号及び該当する理由」
の欄は、申請者に係る開発行為の変更が市街化
調整区域において行われる場合に記載するこ
と。
- 5 「7 その他必要な事項」の欄には、開発行

為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

6 開発行為の変更の概要（「7 その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第12号（第8条の3関係）

開発行為変更許可協議書

職 氏 名 様

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、下記の開発行為の変更について協議します。

年 月 日

協議者住所

名称及び代表者氏名 印

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 法第34条の該当号及び該当する理由	
	5 その他必要な事項	
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
受付番号		年 月 日 第 号

変更の許可に付した条件	
変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号

注

- 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 「4 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議者に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 3 開発行為の変更の概要（「5 その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第13号（第9条関係） 略

様式第14号（第10条関係）

工事完了公告前における建築等承認申請書

職 氏 名 様

開発行為に関する工事の完了公告前における建築物の建築
 特定工作物の建設 の承認を受けたいので、鳥取県都市計画法施行細則第10条第1項の規定により、下記のとおりに申請します。

年 月 日

郵便番号 _____
 住 所 _____
 申請者 氏 名 _____ 印
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 _____

記

略

注 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第15号（第12条関係） _____

様式第10号（第9条関係） 略

様式第11号（第10条関係）

工事完了公告前における建築等承認申請書

職 氏 名 様

開発行為に関する工事の完了公告前における建築物の建築
 特定工作物の建設 の承認を受けたいので、都市計画法施行細則第10条第1項の規定により、下記のとおりに申請します。

年 月 日

郵便番号 _____
 住 所 _____
 申請者 氏 名 _____ 印
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 _____

記

略

様式第12号（第12条関係） _____

市街化調整区域における開発許可に付された建築物の建築の特例許可申請書 略

職 氏 名 様

市街化調整区域における開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可を受けたいので、鳥取県都市計画法施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所 _____
申請者 氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 _____

記

略

注 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第16号(第13条関係)

予定建築物等以外の建築等の特例許可申請書 略

職 氏 名 様

開発許可に係る予定建築物等以外の建築物に係る特定工作物の新築(改築・用途変更)の許可を受けたいので、鳥取県都市計画法施行細則第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所 _____
申請者 氏 名 印

市街化調整区域における開発許可に付された建築物の建築の特例許可申請書 略

職 氏 名 様

市街化調整区域における開発許可に付された制限に係る建築物の建築の特例許可を受けたいので、都市計画法施行細則第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所 _____
申請者 氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 _____

記

略

様式第13号(第13条関係)

予定建築物等以外の建築等の特例許可申請書 略

職 氏 名 様

開発許可に係る予定建築物等以外の建築物に係る特定工作物の新築(改築・用途変更)の許可を受けたいので、都市計画法施行細則第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 _____
住 所 _____
申請者 氏 名 印

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名
電話番号〕

〔法人にあっては、名称及び
代表者の氏名
電話番号〕

記

記

略

略

注 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の
氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印
を省略することができる。

様式第17号（第13条の3関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又
は第一種特定工作物の新設協議書

職 氏 名 様

都市計画法第43条第3項の規定により〔建築物
第一種
特定工
作物〕

〔新築
改築
用途の変更
新設〕の
について協議します。

年 月 日

協議者 住所
名称及び代表者の氏名 印

<p>1 建築物を建築し ようとする土地、 用途の変更をしよ うとする建築物の 存する土地又は第 一種特定工作物を 新設しようとする 土地の所在、地 番、地目及び面積</p>	
<p>2 建築しようとする 建築物、用途の 変更後の建築物又 は新設しようとする</p>	

る第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	
受付番号	年 月 日 第 号
許可に付した条件	
許可番号	年 月 日 第 号

注 印の欄は、記入しないこと。

様式第18号（第14条関係）

開発許可等に基づく地位の承継届出書

職 氏名 様

開 発 許 可
 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地にお
 可 基づく地域を承継したので、
 ける建築等の許可
 鳥取県都市計画法施行細則第14条第1項の規定によ
 り、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
 住 所
 届出者 氏 名 印
 (法人にあっては、名称及び
 代表者の氏名)
 電話番号

記

略

注 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第14号（第14条関係）

開発許可等に基づく地位の承継届出書

職 氏名 様

開 発 許 可
 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地にお
 可 基づく地域を承継したので、
 ける建築等の許可
 都市計画法施行細則第14条第1項の規定により、下
 記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 _____
 住 所
 届出者 氏 名 印
 (法人にあっては、名称及び
 代表者の氏名)
 電話番号

記

略

様式第19号（第15条関係）

開発許可に基づく地位の承継承認申請書

略

職 氏名 様

開発許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、鳥取県都市計画法施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

記

略

注 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第20号（第16条関係） 略

様式第21号（第17条関係）

事業予定地指定申出書

職 氏名 様

都市計画施設の区域内の土地を事業予定地として指定されるよう、都市計画法第55条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 氏 名 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

様式第15号（第15条関係）

開発許可に基づく地位の承継承認申請書

略

職 氏名 様

開発許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、都市計画法施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 _____

住 所

申請者 氏 名 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

記

略

様式第16号（第16条関係） 略

様式第17号（第17条関係）

事業予定地指定申出書

職 氏名 様

都市計画施設の区域内の土地を事業予定地として指定されるよう、都市計画法第55条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

申出者

印

電話番号

記

略

注 申出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第22号（第17条関係）

事業予定地内の土地の買取申出等の相手方指定申出書

職 氏名 様

事業予定地内の土地の買取申出の相手方と有償譲渡の届出

して定められるよう、都市計画法第55条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申出者 氏 名 印

法人にあっては、名称及び
 代表者の氏名
 電話番号

記

略

注 申出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第23号（第18条関係）

事業予定地内の土地の買取申出書

職 氏名 様

事業予定地内の土地を買い取られるよう、都市計画法第56条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

記

略

様式第18号（第17条関係）

事業予定地内の土地の買取申出等の相手方指定申出書

職 氏名 様

事業予定地内の土地の買取申出の相手方と有償譲渡の届出

して定められるよう、都市計画法第55条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

申出者 印

記

略

様式第19号（第18条関係）

事業予定地内の土地の買取申出書

職 氏名 様

事業予定地内の土地を買い取られるよう、都市計画法第56条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

<p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 申出者 氏 名 印 〔法人にあっては、名称及び 代表者の氏名〕 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p><u>注</u> 申出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</p> <p>様式第24号（第20条関係） 略</p> <p>様式第25号（第21条関係） 開発行為又は建築に関する証明書交付請求書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県都市計画法施行細則第21条第1項の規定により、下記の建築物の計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 請求者 氏 名 印 〔法人にあっては、名称及び 代表者の氏名〕 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p><u>注</u> 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 申出者 氏 名 印 〔法人にあっては、名称及び 代表者の氏名〕 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>様式第20号（第20条関係） 略</p> <p>様式第21号（第21条関係） 開発行為又は建築に関する証明書交付請求書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>都市計画法施行細則第21条第1項の規定により、下記の建築物の計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 請求者 氏 名 印 〔法人にあっては、名称及び 代表者の氏名〕 電話番号</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>
---	--

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第2条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細

目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前																		
別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)										別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)																		
個別事業者に係る事務処理権限										個別事業者に係る事務処理権限																		
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の 名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の 名称							
	種 類	内 容	知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長			種 類	内 容	知事	部長	課長	地方機関 の長	部長	課長	地方機関 の長								
略										略																		
景観 まちづくり課										景観 まちづくり課																		
三 都府県画 法(昭和三 十九年法律 第100号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (市町村長 に委任した ものを除 く。)										略									三 都府県画 法(昭和三 十九年法律 第100号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (市町村長 に委任した ものを除 く。)									
略										略																		
23 同法第32条の規 定による開発行為 の同意(国有土地 に係るものに限 る。)										略									23 同法第32条の規 定による開発行為 の同意(国有土地 に係るものに限 る。)									
24 同法第34条の2 第1項(第36条の 2第4項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る国の機関又は都 道府県等との協議										略									24 略									
25 略										25 略																		
26 略										26 略																		
27 略										27 略																		
28 略										28 略																		
29 略										29 略																		
30 略										30 略																		
31 略										31 略																		
32 同法第41条第1 項(同法第34条の 2第2項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る建築物の建ぺい 率等の制限の規定										略									31 同法第41条第1 項の規定による建 築物の建ぺい率等 の制限の規定									
33 同法第41条第2 項ただし書(同法 第34条の2第2項 において準用する 場合を含む。)の										略									32 同法第41条第2 項ただし書の規定 による建築物の建 築の許可									

規定による建築物の建築の許可																
34 略																
35 略																
36 同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可															総合事務所長	
37 同法第43条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議															総合事務所長	
38 略																
39 略																
40 同法第47条第5項(同法第24条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付															総合事務所長	
41 略																
42 略																
43 略																
44 略																
45 略																
46 略																
47 略																
48 略																
49 略																
50 略																
51 略																
52 略																
53 略																
54 略																
55 略																
56 略																
57 略																
58 略																
59 略																
60 略																
61 略																
62 略																
63 略																
64 略																
65 略																
66 略																
67 略																
68 同法第30条第1																

33 略																
34 略																
35 同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可															総合事務所長	
36 略																
37 略																
38 同法第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付															総合事務所長	
39 略																
40 略																
41 略																
42 略																
43 略																
44 略																
45 略																
46 略																
47 略																
48 略																
49 略																
50 略																
51 略																
52 略																
53 略																
54 略																
55 略																
56 略																
57 略																
58 略																
59 略																
60 略																
61 略																
62 略																
63 略																
64 略																
65 略																
66 略																
66 同法第30条第1																

	<p>項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な通告及び財言</p> <p>(一) 54、59又は60の認可等に係るもの</p> <p>(二) 52の認可に係るもの</p> <p>(三) 21、22、23、31、33、34、35、38、39、40又は41の許可等に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>69 同法第31条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び必要な是正措置の執行命令並びに同条第2項の規定による執行 公告</p> <p>(一) 54、59又は60の認可等に係るもの</p> <p>(二) 52の認可に係るもの</p> <p>(三) 21、22、23、31、33、34、35、38、39、40又は41の許可等に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>70 同法第31条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をした旨の公示</p> <p>(一) 54、59又は60の認可等に係るもの</p> <p>(二) 52の認可に係るもの</p> <p>(三) 21、22、23、31、33、34、35、38、39、40又は41の許可等に係るもの</p>									総合事務所長
	71 略									
	72 略									
四 都庁指 画 法遵守規則 (昭和44年 建設省令第 49号)に基 づく知事の 権限に属す る事務(市 町村長に委 任したもの を除く。)	<p>1 同令第30条の規定による書面の交付</p> <p>(一) 景観まちづくり課の項の三の21、22、25、33、34又は35の許可に係るもの</p>									総合事務所長
	略									
	略									
	<p>項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な通告及び財言</p> <p>(一) 52、57又は58の認可等に係るもの</p> <p>(二) 50の認可に係るもの</p> <p>(三) 21、22、27、28、29、33、35、36、37、38又は39の許可等に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>67 同法第1条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び同条第2項の規定による必要な是正措置の執行命令等</p> <p>(一) 52、57又は58の認可等に係るもの</p> <p>(二) 50の認可に係るもの</p> <p>(三) 21、22、27、28、29、33、35、36、37、38又は39の許可等に係るもの</p>									総合事務所長
	<p>68 同法第1条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をする旨の公示</p> <p>(一) 52、57又は58の認可等に係るもの</p> <p>(二) 50の認可に係るもの</p> <p>(三) 21、22、27、28、29、33、35、36、37、38又は39の許可等に係るもの</p>									総合事務所長
	69 略									
	70 略									
四 都庁指 画 法遵守規則 (昭和44年 建設省令第 49号)に基 づく知事の 権限に属す る事務(市 町村長に委 任したもの を除く。)	<p>1 同規則第30条の規定による書面の交付</p> <p>(一) 景観まちづくり課の項の四の21、22、24、32、33又は35の許可に係るもの</p>									総合事務所長
	略									
	略									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。